

2023年12月18日

各位

会社名 株式会社アマナ
代表者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証グロース市場)
問合せ先 取締役最高財務責任者 伊賀 智洋
(TEL. 03-3740-4011)

事業再生ADR手続におけるお取引金融機関様を対象とする第3回債権者会議の開催 並びに事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ

当社は、2023年9月20日付で公表した「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）のもとで事業再生に取り組んでおりました。

また、当社は、2023年10月26日付で公表した「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに株式併合及び単元株式数の定め廃止についてのお知らせ」に記載のとおり、株式会社 Infinity brand capital（以下「割当予定先」といいます。）との間で、割当予定先を割当先とする第三者割当の方法による当社普通株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施すること、及び当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において株式併合を実施すること等を内容とするスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。）を締結いたしました。

当社は、2023年11月10日開催の事業再生ADR手続の事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本スポンサー契約の内容を踏まえ、割当予定先との協議を経て策定した事業再生計画案（以下「本事業再生計画」といいます。）を、事業再生ADR手続の対象債権者である全てのお取引金融機関様（以下「本対象債権者」といいます。）に対してご説明いたしました。

そして、当社は、本日開催の事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者から本事業再生計画についてご同意をいただき、事業再生ADR手続及び本事業再生計画が成立いたしましたのでお知らせいたします。

1. 事業再生ADR手続の成立に至った経緯

当社は、上記のとおり、本対象債権者の同意による事業再生ADR手続及び本事業再生計画の成立を目指してまいりました。

今後の再成長に向けた強固な収益構造の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、割当予定先と協議のうえ本事業再生計画の策定を進め、2023年11月10日開催の事業再生ADR手続の事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、当社は、本対象債権者に対して、本事業再生計画をご説明するとともに、下記「3. 金融支援の概要」に記載の金融支援をお願いしておりました。

これに対して、公正・中立な立場である手続実施者から本事業再生計画に対する調査結果の報告を受け、本日開催の第3回債権者会議において、本対象債権者から本事業再生計画についてご同意をいただき、本日をもって事業再生ADR手続及び本事業再生計画が成立いたしました。

2. 金融支援に係る債務の内容

(1) 対象債権者

本対象債権者である全てのお取引金融機関様 9社

(2) 対象債権の種類

基準日（2023年9月20日）時点において本対象債権者が当社に対して有する貸付債権（当該貸付債権の借換えに係る債権を含み、事業再生ADR手続の利用申請後に株式会社りそな銀行により実施された貸付を除きます。）及びこれらに付随する契約に基づく債権（併せて以下「本対象債権」といいます。）。

(3) 本対象債権の額

総額 7,115,279,300 円

(4) 債務の総額及び債務の総額に対する本対象債権の割合

総額 9,867,599,710 円（2023年9月30日時点） 72.11%

債務の総額とは、連結貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものです。

本対象債権の額は基準日（2023年9月20日）時点のものであり、債務の総額は2023年9月30日現在のものです。

3. 金融支援の概要

(1) 債務免除

ア. 債務免除を行う債権者

本対象債権者である全てのお取引金融機関様 9社

イ. 債務免除の対象となる債務の内容及び金額

本対象債権 5,285,279,300 円

(2) 返済条件の変更

ア. 返済条件の変更を行う債権者

本対象債権者である全てのお取引金融機関様 9社

イ. 返済条件の変更の概要

上記（1）に記載の債務免除後の本対象債権について、当社は、2024年9月30日に、本対象債権者に対して一律に各20,000,000円（総額180,000,000円）の弁済を行います。

また、当社は、2024年9月30日に総額120,000,000円、2025年から2033年まで毎年12月31日に総額100,000,000円についてプロラタにより分割弁済を行い、残額については、2034年12月31日に一括弁済を行います。

4. 本事業再生計画の概要

本事業再生計画の概要は以下のとおりです。上記のとおり、本事業再生計画については、本対象債権者たる全てのお取引金融機関様から同意が得られております。

(1) 経営が困難になった原因

本事業再生計画においては、当社の経営が困難になった原因として、経営面について「脆弱なコンプライアンス体制」、事業面について「外部環境の急変と当該変化への対応の遅れ」、財務面について「財務健全性の毀損」と整理しており、これらは、いずれも当社の窮境要因であると考えております。

・脆弱なコンプライアンス体制

過去2度にわたる当社従業員による不正行為が発生したことを受けて、再発防止に努めてきましたが、コンプライアンス意識が全従業員に十分には浸透せず、コンプライアンス研修が一部形骸化する等、適切なコンプライアンス体制の構築について途上段階にある状況となっております。

そのような状況において、当社従業員による3度目の不正行為が発覚し、過年度決算の修正や決算開示の遅延等を招いたことで、取引先を含むステークホルダーからの信用を毀損するに至る事態となりました。

・外部環境の急変と当該変化への対応の遅れ

デジタル技術の進化やメディアの多様化により、広告の主要媒体が、当社グループが得意としていた4マス広告からインターネット広告へと変化するという潮流の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業の広告宣伝費・販売促進費の抑制による影響が生じたほか、主要顧客である広告代理店の内制強化・外注費抑制が急速に進み、その結果、広告代理店経由の受注が急減しました。

また、外部環境の急変により売上高が減少する中、人件費や設備費等の固定費の圧縮が十分でなく、収益性低下が抑えられない状況が継続し、加えて、収益性の低下に伴い賞与支給を停止したこともあり、営業力の高い従業員の退職等が加速し、更に売上高の減少に拍車がかかる事態となりました。

・財務健全性の毀損

上記の外部環境の急変及び当該変化への対応の遅れ等により、売上高が大きく減少したことで、大幅な純損失を計上し、2022年12月期連結会計年度末において、2,460百万円の債務超過となりました。また、収益性が低迷する中でも営業キャッシュフローを大幅に上回るシステム投資等を実施したこともあり、有利子負債が過大な状況となりました。

加えて、上記の3度目の不正行為の発覚を受け、事実関係及び会計処理への影響に関する調査を目的とした特別調査委員会による調査等を実施しており、特別調査費用等の一時的な支出が膨らみ足元の資金繰りが逼迫する状況に至っております。

当社は、このような厳しい経営状況及び財務体質を踏まえ、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続を利用するに至りました。

(2) 本事業再生計画の具体的な内容

ア. 事業再構築のための施策（骨子）

本事業再生計画においては、再生の方向性について、経営面の施策として、「ガバナンス体制の強化及び従業員の意識改革」、事業面の施策として、「1顧客への深掘りとなるクロスセルの強化及び各種案件の起点となるCG領域による市場開拓」並びに「固定費（人件費・設備費）の圧縮」、財務面の施策として、「事業収益の改善による返済原資を創出」を掲げております。そして、これらの経営・事業・財務の各局面での自助努力による一定の改善を見込むものの、計画の実現可能性を充足するには外部スポンサーによる支援が必要と整理しております。

イ. 財務状況及び資本増強策

①財務状況

財務デュー・デリジェンスを行い、事業再生ADR手続に関して経済産業大臣が定める資産評定に関する基準（以下「事業再生ADR資産評定基準」といいます。）に基づく評価替等の調整を行った後の2023年9月末基準での当社グループの調整後純資産は、約55億円の基準上の実態債務超過と試算されています。なお、上記の事業再生ADR資産評定基準は、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意ください。

②本対象債権者による金融支援

本対象債権者は、概要、上記「3. 金融支援の概要」の「(1) 債務免除」に記載の債務免除を行い、当社は、当該債務免除後の本対象債権について、概要、上記「3. 金融支援の概要」の「(2) 返済条件の変更」に記載の弁済を行います。

③資本増強策

当社は、本スポンサー契約に基づき、本第三者割当を実施します。本第三者割当の概要については、2023年10月26日付で公表した「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに株式併合及び単元株式数の定め廃止についてのお知らせ」をご参照ください。

④債務超過の解消

当社は、事業再生ADR手続が成立し、上記②の本対象債権者による金融支援及び上記③の資本増強策が実施された場合には、それらの効果により、2023年12月期において、事業再生ADR資産評定基準上の実態債務超過が解消する予定です。なお、事業再生ADR資産評定基準は、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意ください。

⑤割当予定先による完全子会社化

本第三者割当の実施後、当社は、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式4,650,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株当たり22円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）を予定しております。

これにより、当社は割当予定先の完全子会社として、今後の事業再生と事業継続、財務体質の抜本的な改善を図ってまいります。

ウ. 経営責任

当社の代表取締役社長である進藤博信は、事業再建に向け、その経営責任を明確化するため、本第三者割当に係る払込みの完了をもって、当該払込完了日に代表取締役及び取締役を辞任する予定です。後任の代表取締役社長については、割当予定先より、本新株式の払込みを条件として割当予定先が指名した取締役3名のうち、金子剛章氏を代表取締役とする予定である旨の連絡を受けており、2023年12月25日付開催の当社臨時株主総会における、割当予定先が指名した取締役3名の選任議案の承認及び本新株式の払込みを条件として、内定しております。

また、当社代表取締役以外の取締役のうち、吉田大介、伊賀智洋、深尾義和、山口俊光、佐伯泰寛、青木裕美、太田睦子、飛松純一及び彦工伸治についても、割当予定先との協議を踏まえ、本第三者割当に係る払込みの完了をもって、当該払込完了日に辞任する予定です（社外取締役平田静子につきましては、当社上場廃止までの間は留任し、上場廃止日付で辞任する予定となっております。）。

なお、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先による当社へのスポンサー支援の実行後は、割当予定先が指定する取締役3名が派遣され、当社事業の再建に向けて取り組む予定です。

5. 事業再生計画における経営数値

本事業再生計画における経営数値（計数計画）は以下のとおりです。ただし、いずれも事業再生ADR資産評定基準に基づくものであり、一般的な企業会計基準とは異なる点にご留意ください。

(1) 連結損益計算書（単位：百万円）

	2023年12月期 (見通し)	2024年12月期 (計画)	2025年12月期 (計画)	2026年12月期 (計画)	2027年12月期 (計画)
売上高	12,356	10,857	11,415	11,801	12,118
営業利益	△593	△27	179	216	273
経常利益	△683	△51	157	197	256
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,566	△360	107	145	204

(注) 2023年12月期（見通し）における親会社株主に帰属する当期純利益には、本対象債権者からの債務免除に伴う債務免除益を含んでおります。

(2) 連結貸借対照表 (単位: 百万円)

	2023年12月期 (見通し)	2024年12月期 (計画)	2025年12月期 (計画)	2026年12月期 (計画)	2027年12月期 (計画)
資産合計	5,718	4,860	4,876	4,919	5,017
負債合計	4,085	3,624	3,570	3,505	3,435
純資産合計	1,632	1,236	1,306	1,414	1,582

6. 今後の見通し

今後、本対象債権者からの債務免除に伴い債務免除益に係る特別利益の計上を予定しておりますが、その詳細については、債務免除の効力が発生し次第速やかにお知らせいたします。

株主の皆さま、お取引金融機関様をはじめ関係者の皆さまには、多大なご負担とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後につきましては、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先による当社へのスポンサー支援の実行の後、割当予定先の完全子会社として、割当予定先及びお取引金融機関様によるご支援の下、本事業再生計画を確実に遂行し、当社事業の再生と当社の持続的な成長に向け、当社一丸となって不退転の決意をもって抜本的な事業再生に取り組んでまいります。

なお、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先による当社へのスポンサー支援に関する今後のスケジュールは以下のとおりです。ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更・続行される可能性があります。また、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先による当社へのスポンサー支援の詳細については、2023年10月26日付で公表した「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに株式併合及び単元株式数の定め廃止についてのお知らせ」をご参照ください。

臨時株主総会開催日	2023年12月25日(月)
本第三者割当に係る払込日	2023年12月下旬(予定)
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定日	2023年12月下旬(本第三者割当に係る払込日と同日)(予定)
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	2024年1月下旬(予定)
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	2024年1月下旬(予定)
本株式併合効力発生日	2024年1月31日(水)(予定)

以上